

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条第3項に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p>	<p>定款第14条第3項に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p>
<p>1 (1) 普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）の売買立会における売買代金の<u>万分の1.19</u></p>	<p>1 (1) 普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）の売買立会における売買代金の<u>万分の1.20</u></p>
<p>ただし、重複上場銘柄の対当取引（対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」）は売買代金の万分の0.1</p>	<p>ただし、重複上場銘柄の対当取引（対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」）は売買代金の万分の0.1</p>
<p>(2) 普通株、優先株及び優先出資証券の立会外取引における売買代金の<u>万分の1.19</u></p>	<p>(2) 普通株、優先株及び優先出資証券の立会外取引における売買代金の<u>万分の1.20</u></p>
<p>ただし、重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</p>	<p>ただし、重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</p>
<p>(3) 上場銘柄の普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書の市場外における売買代金の万分の1.35</p>	<p>(3) 上場銘柄の普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書の市場外における売買代金の万分の1.35</p>
<p>ただし、特別会員は市場内における売買代金の<u>万分の0.30</u></p>	<p>ただし、特別会員は市場内における売買代金の<u>万分の0.31</u></p>
<p>2 新株予約権証券の市場内における売買代金の<u>万分の1.27</u></p>	<p>2 新株予約権証券の市場内における売買代金の<u>万分の1.28</u></p>
<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>	<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>
<p>3 新株予約権付社債券等の市場内における売買代金の<u>万分の0.39</u></p>	<p>3 新株予約権付社債券等の市場内における売買代金の<u>万分の0.4</u></p>
<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>	<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>
<p>4 新株予約権付社債券等を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに<u>額面100円につき2厘4毛</u></p>	<p>4 新株予約権付社債券等を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに<u>額面100円につき2厘5毛</u></p>
<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>	<p>ただし、特別会員は徴収しない。</p>
<p>5 証券投資信託の受益証券の市場内における売買代金の<u>万分の0.12</u></p>	<p>5 証券投資信託の受益証券の市場内における売買代金の<u>万分の0.13</u></p>
<p>上場銘柄の証券投資信託の受益証券の市場外における売買代金の万分の0.13</p>	<p>上場銘柄の証券投資信託の受益証券の市場外における売買代金の万分の0.13</p>

ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.04

付 則

この改正規定は、平成15年11月1日約定分から施行する。

ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.05